

# 議案書

## 1 報告事項

- (1) 2025年度（令和7年度）福山市社会福祉審議会の開催状況について  
昨年度の開催状況について、**資料1**のとおり報告します。

## 2 議案

- (1) 「福山市地域福祉計画2027」策定に係る諮問について

### [概要]

「福山市地域福祉計画2027」の策定について、市長から福山市社会福祉審議会に諮問されます。当該諮問事項の取扱いについて、次のことをご諮りします。

- ・今後の審議については、「福山市社会福祉審議会の運営に関する取り決め事項」の「1 諮問案件の付議について」の規定に基づき、「地域福祉専門分科会」へ付議すること。
- ・要綱第8条第4項に「専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる」との規定に基づき、本計画の策定については、地域福祉専門分科会の決定をもって審議会の決定とすること。

なお、計画の概要については**資料2**のとおりです。

- (2) 次期「福山市障がい者プラン」策定に係る諮問について

### [概要]

次期「福山市障がい者プラン」の策定について、市長から福山市社会福祉審議会に諮問されます。当該諮問事項の取扱いについて、次のことをご諮りします。

- ・今後の審議については、「福山市社会福祉審議会の運営に関する取り決め事項」の「1 諮問案件の付議について」の規定に基づき、「障がい福祉専門分科会」へ付議すること。
- ・要綱第8条第4項に「専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる」との規定に基づき、本プランの策定については、障がい福祉専門分科会の決定をもって審議会の決定とすること。

なお、計画の概要については**資料3**のとおりです。

- (3) 「福山市高齢者保健福祉計画2027」策定に係る諮問について

### [概要]

「福山市高齢者保健福祉計画2027」の策定について、市長から福山市社会福祉審議会に諮問されます。当該諮問事項の取扱いについて、次のことをご諮りします。

- ・今後の審議については、「福山市社会福祉審議会の運営に関する取り決め事項」の「1 諮

問案件の付議について」の規定に基づき、「老人福祉専門分科会」へ付議すること。

- ・要綱第8条第4項に「専門分科会に付議された事項のうち、審議会があらかじめ定めるものについては、専門分科会の決定をもって審議会の決定とすることができる」との規定に基づき、本計画の策定については、老人福祉専門分科会の決定をもって審議会の決定とすること。

なお、計画の概要については資料4のとおりです。

#### (4) 保育所等の認可に伴う諮問について（今後諮問があった際の取扱い）

##### [概要]

児童福祉法の規定により、市が保育所の設置、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の認可を行う際は、あらかじめ、本審議会の意見を聴かなければならないとされています。

当日、具体的な案件は提出されない予定ですが、今後の保育所等の認可に係る諮問の取扱いについて、次のこととお諮りします。

- ・今後、市が新たに保育所設置、地域型保育事業又は乳児等通園支援事業の認可に伴い、市長より本審議会に諮問があった場合に、児童福祉専門分科会に付議すること。
- ・児童福祉専門分科会の決定をもって本審議会の決定とすること。